

イ 地域における施策等の動向

① 地勢等

本地区は、愛媛県の中央北部から東北部に位置する道前平野地域（西条市）と道後平野地域（松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町）からなる。

道前平野地域は、高縄山系^{たかなわ}の東側裾野付近を中心に広がる道前平野がその中心であり、二級河川中山川が平野中央を貫流し、東で瀬戸内海（燧灘^{ひうちなだ}）に注いでいる。

道後平野地域は、高縄山系に端を発した一級河川重信川の流域に広がる松山平野を中央に、北西で瀬戸内海（伊予灘）に面し、地区南側では道前平野地域と同様に石鎚山系^{いしづち}の山々に面している。

図 2-5 位置図

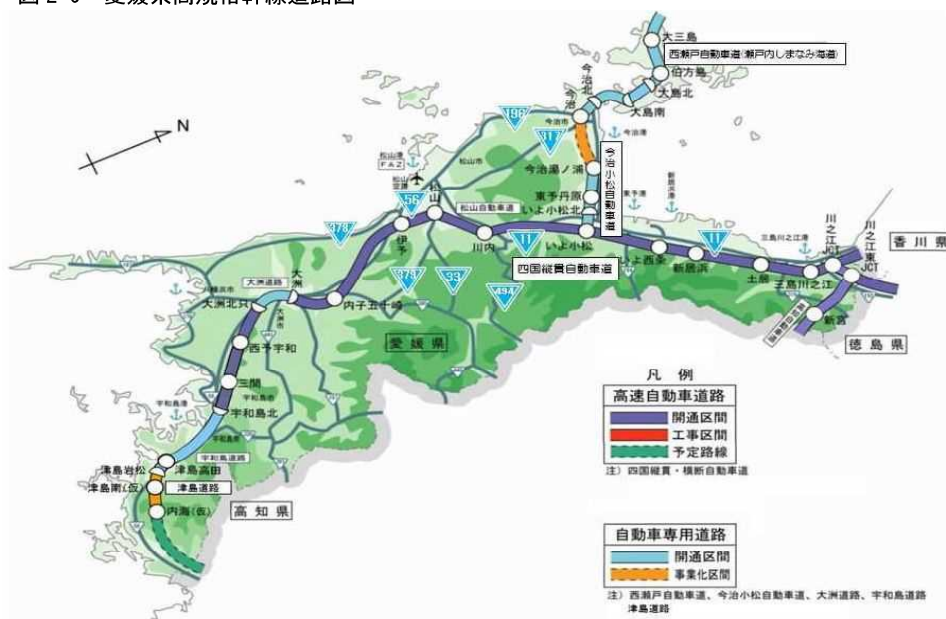


② 交通

道路は、本地域を四国縦貫自動車道が東西に横断している。これと並行して走る国道 11 号、瀬戸内海沿いに走る国道 196 号は道前地域と道後地域を結んでおり、その他の国道、県道及び市町道が本地域内を縦横に走っている。

四国縦貫自動車道を含む四国 8 の字ネットワーク（四国四県を結ぶ高速道路ネットワーク）の整備により、四国三県や山陽及び関西圏へのアクセスの利便性が向上し、観光の広域化や流通の効率化・低コスト化が図られている。これらを利用して関東圏や関西圏をはじめとして全国へ流通が進められている。

図 2-6 愛媛県高規格幹線道路図



出典：愛媛県ホームページ

③ 「エコえひめ農産物」の取組

愛媛県では、平成 15 年 4 月から「愛媛県特別栽培農産物等認証制度」により、「愛媛産には、愛がある。」のキャッチフレーズのもと、化学合成農薬・化学肥料を県が定めた基準から 5 割又は 3 割以上削減し、生産情報を公表し適正な管理体制のもとで生産された農産物を「エコえひめ農産物」として認証している。そのように、信頼性のある県産農産物の生産振興を図るとともに、環境に優しい農業を推進している。

また、エコえひめ農産物の認証制度としての価値を高めるため、国のガイドラインに準拠し、2020 東京オリンピック・パラリンピックの食材調達基準に適合する愛媛県 G A P[※]認証制度が平成 29 年 12 月に創設された。さらに、国際水準 G A P へのステップアップ等、潜在的な取組の掘り起こしや「エコえひめ」の価値向上等に取り組んでいる。

※ G A P (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理) とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

ご存じですか？

「エコえひめ農産物」
4タイプの認証マーク

エコえひめ農産物には、これらのマークが付いています。
環境や人に優しい栽培方法による農産物の目印です。

区 分		節減対象農薬		
		不使用	5割減	3割減
化学肥料	不使用	農薬・化学肥料 不使用農産物 ①		
	5割減		特別栽培農産物 ②	
	3割減			県認証農産物 ③
	基準なし			県認証農産物(養液栽培) ④

※節減対象農薬とは、有機農産物のJAS規格で使用可能な澗水和剤や性フェロモン剤などを除いた化学合成農薬のことです。



エコえひめ農産物認証条件と認証マーク
出典：エコえひめ農産物リーフレット

エコえひめ農産物マップ

—エコえひめに取り組んでいる確認責任者・産地責任者と農産物—

概要：H31.3（48者、47品目）

